

邑南町農業委員及び農地利用最適化推進委員募集要項

邑南町では、農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期満了に伴い、令和8年4月1日より業務を行っていただく農業委員及び農地利用最適化推進委員を次のとおり募集します。

1. 募集方法

「農業委員」及び「農地利用最適化推進委員」を推薦又は応募により募集します。

2. 募集人数

(1) 農業委員 13人（内1人は農業に関して利害関係の無い人）

(2) 農地利用最適化推進委員 16人（農業委員会が定める区域ごとに1人）

※同時に農業委員及び農地利用最適化推進委員に推薦・応募することができますが、兼職はできません。

3. 募集に応じる者の資格

(1) 農業委員

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、次のいずれにも該当する者。

ア. 町内に住所を有する者、又は町内で農業を営む者、又は町内に住所を有する会社等での活動が認められる者

イ. 法律上農業委員と兼職を禁止されていない者

ウ. 邑南町の一般職の職員でない者

エ. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、及び拘禁刑以上の刑に処せられて、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者でない者

(2) 農地利用最適化推進委員

農地等の利用の最適化の推進に識見を有するとともに地域農業に精通し、農地利用最適化推進委員の職務を適切に行うことができる者で、次のいずれにも該当する者。

ア. 農業委員会が定める区域（推薦・応募の区域）内に住所を有する者、又は当該区域内で農業を営む者

イ. 法律上推進委員と兼職を禁止されていない者

ウ. 邑南町の一般職の職員でない者

エ. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者、及び拘禁刑以上の刑に処せら

れて、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者でない者

※推薦・公募の要件について、耕作要件はありませんので、農業を営んでいない方でも推薦・応募をすることができます。

4. 業務概要

(1) 農業委員

- ・農地法等によりその権限に属された事項についての審査及び決定等の業務
- ・農政に関連する指針等の作成・決定

(2) 農地利用最適化推進委員

- ・担当する区域において担い手への農地の集積や遊休農地の発生防止・解消等の現場活動、農地の有効利用の推進業務

5. 任期

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（予定）

6. 報酬

(1) 農業委員 192,000円（基本給年額）

（必要に応じて費用弁償の支給があります）

(2) 農地利用最適化推進委員 153,600円（基本給年額）

（必要に応じて費用弁償の支給があります）

7. 推薦・応募の方法

所定の推薦・応募用紙(別記様式)に必要事項を記入の上、添付書類を含めて提出してください。

※推薦・応募用紙には農業委員用と農地利用最適化推進委員用があります。

※推薦者は町内在住及び町内に所在する法人又は団体に限ります。

※推薦者が個人の場合、同一の世帯から複数名の推薦はできません。

8. 募集の期間等

令和7年12月1日(月)から令和8年1月16日(金)午後5時15分までに邑南町役場産業支援課に持参又は郵送により提出してください。

※持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分の間に提出することができます。ただし、土曜、日曜及び祝日に提出することはできません。

※郵送の場合、1月16日(金)午後5時15分必着（消印有効ではありません）。また、封筒の表面に「農業委員募集関係書類在中」と朱書きしてください。

●推薦・応募用紙の提出先

〒696-0192

邑智郡邑南町矢上6000番地 邑南町役場産業支援課

(持参される場合は、役場各支所にも提出できます。)

9. 推薦・応募状況の公表

募集の状況について、募集期間の中間と終了時にホームページで公表します。公表内容は、推薦及び応募用紙に記載された住所及び連絡先以外のすべてとなります。

10. 選考方法等

(1) 農業委員

推薦又は応募された者について評価・審議を行って委員候補者を決定し、当該候補者について町議会の同意を得て、町長が任命します。

(2) 農地利用最適化推進委員

推薦又は応募された者について評価・審議を行って委員を決定し、農業委員会が委嘱します。

11. その他

- ・提出された書類は、一切返却いたしません。
- ・追加の提出書類や説明を求める場合があります。
- ・ご不明な点等は、書類の作成、提出の前にお問い合わせください。

【問合せ先】

邑南町役場産業支援課（農業委員会事務局）

〒696-0192

邑智郡邑南町矢上 6000 番地

電話 0855-95-1116 IP3011

農業委員会が定める農地利用最適化推進委員の区域（推薦・応募の区域）

区域名	募集 人員	区域の詳細（集落等）
羽須美①	1	阿須那（細谷、大庭上、大庭下、旅迫上、旅迫下、細貝、今西、田本、門前、阿須那町上、阿須那町中、阿須那町下、木須田） 戸河内振興会（上戸河内、柚ノ木、大所、峠迫、判場、下戸河内） 雪田区（川渚上、川渚下、両半、中雪田、竹、上雪田、本田上、本田下） 宇都井区（後山、上郷、小林、中郷、下郷、後谷、上金井谷、下金井谷）
羽須美②	1	上口羽（川角、神谷、原田）、口羽町（口羽町上、口羽町下、青石） 下口羽（土居、根布、菖蒲、坪木釜谷、西之原上、西之原下） 上田（江平、上田、平佐、日南川、松木、長田向、長田市、上ヶ畑）
瑞穂①	1	市木（宮中、麦尾、大野、市木町、観音寺原、猪子山、大町原、小武家城、生家）
瑞穂②	1	上田所（小林、三坂、中野原、大原、大草） 四つ葉（小河内、道明、朝原、中組）
瑞穂③	1	亀谷（下亀谷下、下亀谷上、奥亀谷） みずほ（田所下、田所上）
瑞穂④	1	みずほ（鱒渚下、鱒渚上） 西鱒渚（下対、臼谷、新山、馬野原下、馬野原上）
瑞穂⑤	1	出羽（三日市1、三日市2、出羽、山田、淀原1、淀原2、後谷、岩屋、後木屋、百石、大林）
瑞穂⑥	1	和田原（上原、出店口、上側、原、矢広原、上和田、谷川、流田、下和田） 高海（吉時、下伏谷）
瑞穂⑦	1	高海（安田、馬場、入野、円の板、高見町、上伏谷、田の原、金渚）
瑞穂⑧	1	高海（荻原）、銭宝（八色石、布施1、布施2）
石見①	1	御謝山（上京町、下京町、新町、柚木谷、後原）、高水 加茂山（七日市、日南原、上日南原、森脇谷）、原山（小掛谷、荻原）
石見②	1	いわみ中央（町西、町東、郡山、須摩谷、大坪原） 大沢（力沢区、上大畑区、下大畑区、）、原山（鹿子原）
石見③	1	中野北区（町、段原、横見、仮屋） 中野中央（河原城、小原迫、幸米） 中野西区（横引、森実、中別所、上別所） 茅場（上茅場、下茅場、善教寺原、山根原）
石見④	1	井原（片田東、片田西、普明司、樋口谷、沢久谷、野原谷、皆井田、断魚、瀬越、八幡、上町、下町、谷、西野原、宮野原、日向東、日向西、仏一原、天蔵寺原）
石見⑤	1	日貫（吉原、簾、鉄穴原、鳴滝、青笹、花の木、福原、田代、有安、中山、浜井場、東屋、泊里、金比羅、町中央、町第三、桜井）
石見⑥	1	日和中央（横谷、中日和、上郷）、日和桜井（奥谷、下郷、湯舟谷、山の内）、日和東（山根谷、明泉谷、大釜谷）

